

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令番号	平成 9 年法律第 123 号				
手続名	介護医療院の業務運営の公表	根拠条項	第 114 条の 5 第 2 項				
処 分 基 準	<p>(1) 県が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 114 条の 5 第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護医療院の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったとき</p> <p>(2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号）</p> <p>(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）</p>						
対応 区分		処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 No.	